

# 学問とイデオロギー，そして法学研究所

白藤 博行

(専修大学法学部教授)

専修大学法学研究所設立50周年を心より嬉しく思います。また、研究所の所長を務めさせていただいたご縁でしょうか、この一文を寄せさせていただく機会を得たことをありがたく思います。

現在、幸いにも国内研修の機会を得て、授業や学内行政から自由に、研究三昧の時間を享受させていただいております。とはいえ、予定した研究テーマだけに集中できるわけではなく、あれこれの社会問題に関心を持ちながら、何らかの行動をしなければと思う機会も増えました。私の本来の専門は、行政法学、とくに地方自治法学です。大学時代に、通学途中の四日市の公害を目の当たりにして、ゼミナールで、やや専門的に公害と地方自治法の勉強を始めたのがきっかけです。研究とまで言えないまでも、50年近く、地方自治法の問題に関心を寄せてきました。今回の国内研修は、この研究成果をとりまとめる機会でもあります。

国内研修のテーマに深くかかわる地方自治問題が、いま、沖縄で起きています。「いま」と書きましたが、正確には、「常に」といったほうがより適切です。1972年、日本に沖縄の施政権が返還されました。沖縄の人民は、遅ればせながら、ピッカピカの日本国憲法のもとで、国民主権、基本的人権の保障、何より平和が享受できると期待しました。ところが、残念ながら、現実には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定、おびただしい数の「特別措置法」などで基本的人権の保障はままならず、いまでは日本国土の0.6%しかない沖縄に、在日米軍基地施設の70%余りが集中し、あたかも治外法権のもとでの生活を余儀なくされています。

そしていま、さらに日本国政府は、世界で最も危険な普天間飛行場の代替施設として、沖縄県民が宝の海として大切にしてきた辺野古沖の美ら海を埋め立てる工事を強行しています。故沖縄県知事・翁長雄志氏が、文字通り命を懸けて、辺野古新基地の建設阻止を訴え続け、これを支える沖縄の民意が繰り返し示されているにもかかわらず、公有水面埋立法をはじめとして、地方自治法、行政不服審査法などの諸法令にこ

とごとく違反する工事を強行しています。国は、法治主義と地方自治を踏みにじり、憲法が保障する諸価値・基本権をないがしろにしています。残念なのは、故翁長知事が行った埋立承認の取消処分や、現在沖縄県が争っている埋立承認の撤回処分について、国地方係争処理委員会や裁判所が、中身に入って審査・審理してくれないことです。形式的な法律論の審査・審理に終始し、限りなく実体的審理に入らないとするようにみえる態度はとうてい許されるものではありません。国の一連の埋立行為が、憲法の価値を実現するはずの行政法規に違反して、沖縄県民の生命、財産、環境あるいは平和を壊すものではないか、真摯に審査・審理すべきです。

それより慙愧に耐えないのが、良識あるはずの憲法学者、行政法学者などの法律家が、この事態を見て見ぬふりをしていることです。たしかに沖縄の人々の基本的人権や自治問題は、遠くの人権・遠くの自治の問題かも知りません。しかし、もし日本国憲法の保障する基本的人権、平和主義、民主主義が沖縄で侵される事態が生じているならば、とうてい放っておけないことではありませんか。国地方係争処理委員会の決定や裁判所の判決、これに至る過程での国や沖縄県の主張を一読すれば、誰が、問題の法的解決を回避しようとしているのか、一目瞭然です。一読して、それでも、沖縄に犠牲を強いるというならば、それも有り得ましょう。しかし、法律家でありながら、見て見ぬふりをしてはならないのではないのでしょうか。もしかして、基地問題が絡んでおり、これは、政治問題であっても、法律問題ではないなどと、考えるものがあるとするれば、論外です。

私は、行政法の研究を始めて40年近くになってしまいました。その間のモットーは、「憲法なき行政法は暴力、行政法なき憲法は無力」です。学者・研究者の中に、学問をやるからにはイデオロギーを排さねばならないというものがあります。しかし、それは政治・社会の問題に目を閉ざすことではありません。最近、憲法を擁護する発言や行動をとるということを理由に、公共施設（公民館・図書館など）から学習会やビラ配布などを排除する動きが顕著です。これらが政治活動にあたり、公共施設の理由に適さないというのです。これこそイデオロギーではないのでしょうか。学問の追究は、それこそ一生をかけても終えられない大仕事です。イデオロギーを言い訳にして、学者・研究者として言うべきことを言わず、やるべきことをやらないことは、許されません。学問を追究するものとしての矜持を忘れたくないものです。法学研究所は、それぞれの研究テーマを追い求める学者・研究者が集い、お互いに議論するだけでなく、市民とも対話する学問のアゴラであり続けてほしいものです。